

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号について</u> 証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号の規定に該当するものとみなす。 ~ (略)</p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</u> 証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとする。 投資信託又は投資法人(3 - 4 - 2において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等) ~ (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</u></p> <p><u>3 - 4 - 1 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</u> <u>証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む場合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行うものとする。</u> (1) <u>当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。</u> (2) <u>当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。</u> <u>当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。</u> <u>当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。</u></p> <p><u>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</u> 証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとみなす。 ~ (略)</p> <p><u>3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</u> 証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号の規定に該当するものとする。 投資信託又は投資法人(3 - 4 - 3において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等) ~ (略)</p>

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</u></p> <p>(1) 証券会社が有価証券の募集の取扱い又は売出しの取扱いを行う場合に、銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が、当該証券会社が行う募集の取扱い又は売出しの取扱いに係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(2) 証券会社が有価証券の売買の媒介又は売買の委託の媒介を行う場合に、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が</u>、当該証券会社が行う売買の媒介又は売買の委託の媒介に係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(3) なお、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が</u>勧誘行為をせず、<u>単に顧客の要請に基づき</u>当該顧客を証券会社に紹介することは、(1)及び(2)には該当しない。</p> <p>(4) 上記(3)の「紹介」には、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が、証券会社が自らを紹介する宣伝媒体を当該銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関の店舗に据え置き、顧客が自ら入手することを含む。</u></p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</u></p> <p><u>7 - 2 - 1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</u></p> <p>(1) 証券会社が有価証券の募集の取扱い又は売出しの取扱いを行う場合に、銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関(以下「銀行等」という。)<u>が</u>、当該証券会社が行う募集の取扱い又は売出しの取扱いに係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(2) 証券会社が有価証券の売買の媒介又は売買の委託の媒介を行う場合に、<u>銀行等が</u>、当該証券会社が行う売買の媒介又は売買の委託の媒介に係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(3) なお、<u>銀行等が</u>勧誘行為をせず、当該顧客を証券会社に紹介することは、(1)及び(2)には該当しない。</p> <p>(4) <u>上記(3)の「紹介」には、以下の行為を含む。</u> <u>当該銀行等の店舗に、証券会社が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u> <u>当該銀行等と証券会社の関係又は当該証券会社の業務内容について説明を行うこと。</u></p>

(新設)

7 - 2 - 2 法第 65 条第 1 項ただし書の規定の解釈について

法第 65 条第 1 項ただし書に規定する、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う業務については、次の点に留意することとする。

(1) 銀行は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。

当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。

当該業務に係る注文用紙及び上記 に規定する文書を当該銀行の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。

(2) 銀行が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格（売買の別及び価格については、法第 42 条第 1 項第 5 項に規定する売買の別及び価格をいう。）について、顧客の指示を受けるものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

改 正 前	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p><u>(1) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の解釈等</u> <u>証券会社の本店その他の営業所(ディーリング・ルームを含む。以下「店舗」という。)を親銀行等又は子銀行等の店舗と同一の建物に設置する場合であって、店舗の様子が次に掲げるいずれかに該当する場合には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第8号の規定に該当するものとみなす。</u> <u>証券会社の店舗と親銀行等又は子銀行等の店舗との間に固定された壁、間仕切りが設けられていないこと。</u> <u>当該建物内の証券会社の店舗の出入り口と親銀行等又は子銀行等の店舗の出入り口がそれぞれ独立して設置され、明確に区分されていないこと。</u> <u>電話、受付及び会議室等を共用すること。</u></p> <p><u>(2) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等</u> (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等 (略)</p>